

富士労働基準監督署発表
令和8年6月18日

【担当】富士労働基準監督署
署長 小島 亮士
連絡先 安全衛生課 須村 高紀
電話 0545-51-2255

労働基準監督署長による安全パトロールを実施します
～全国安全週間初日のパトロールを公開します～

富士労働基準監督署管内における令和8年に発生した休業4日以上労働災害は、昨年同期より減少していますが、静岡労働局全体では増加しています。また、熱中症の重篤化防止のために労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されています。

このような状況を踏まえ、全国安全週間（資料1）の初日である7月1日（水曜日）に、富士労働基準監督署長が富士市内の建設現場の安全パトロールを実施します。

このパトロールは、安全衛生活動の推進や業種の特性に応じた労働災害防止対策、業種横断的な労働災害防止対策を目的として実施します。労働災害防止は、労使双方で取り組むことが必要であり、広く周知されることが望まれます。

今回のパトロールは報道機関に公開で実施しますので、上記趣旨をご理解いただき、是非当日取材いただけますようお願い申し上げます。

※ 取材にお越しいただける場合は、6月26日午後5時までに別紙の取材申込書によりご連絡ください。

【安全パトロール概要】

1. 実施日時 令和8年7月1日（水）
午前10時00分～午前11時45分
2. 事業場名 静鉄建設株式会社
（工事名称：富士駅北口第一地区第一種市街地再開発事業
令和7年度既存建築物解体第1期・2期工事）
3. 所在地 富士市富士本町の一部



令和8年6月11日
現在の様子

4. 出席者 富士労働基準監督署長、同署安全衛生課長、同署労働基準監督官

5. 連絡先 富士労働基準監督署 安全衛生課（担当者：須村）

電話番号 0545-51-2255

6. 当日の流れ（雨天決行、集合時間以外は見込み時間となります。）

9時15分 受付開始（※このとき御名刺をいただきたく存じます。）

9時30分 受付締切、撮影等に関する説明

10時00分 工事事務所集合

10時00分 事務所長挨拶

工事概要及び安全パトロールに関する注意事項等説明

10時30分 安全パトロール開始

11時30分 富士労働基準監督署長による講評

11時45分 解散

7. 取材にあたっての注意事項

(1) 服装等 ・建設現場用ヘルメット（貸与可能です。）

・安全靴又は歩きやすい靴

・雨具等（雨天の際）

(2) 駐車場 駐車スペースは確保しておりますが、現場担当者の誘導に従ってください。

(3) 注意事項 現場場内には危険箇所がありますので、安全確保のため当署職員又は施工業者職員の誘導や指示に従ってください。

取材時、撮影を控えていただきたい箇所もございます。詳細については、

パトロール当日、施工業者職員の指示に従ってください。

【別紙添付資料】

1. 全国安全週間リーフレット

2. 工事概要

3. 取材申込書

4. 現場案内図

第
99
回

全国安全週間

令和8年7月1日(水)~7日(火)

準備期間 令和8年6月1日(月)~30日(火)



多様な人材
全員参加
みんなで育てる
安全職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、今年で99回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続しています。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和8年度は、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和8年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和8年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - オ 安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイト(いわゆるスポットワーク含む)の労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係係人に対する指導の実施
 - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧・復興工事における土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- ④ 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
 - カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
 - ア 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく、チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施等
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢者に対する労働災害防止対策
 - 「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、高齢者の健康や体力の状況の把握と対応、安全衛生教育の実施等、各種措置の実施
- ③ 外国人労働者に対する労働災害防止対策
 - 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ④ 派遣労働者に対する労働災害防止対策
 - 派遣労働者に対する労働災害防止対策
 - 派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ⑤ 特定自主検査の適正な実施
 - ア フォークリフト等の特定自主検査対象機械に対する確実な検査の実施
 - イ 特定自主検査基準に基づく検査の徹底
 - ウ 事業場内検査や検査業者の検査者に対する能力向上教育の実施
- ⑥ 交通労働災害防止対策
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ⑦ 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)
 - ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - イ 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施
 - ウ 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間である7月は特に重点的に取り組むこと
- ⑧ 個人事業者等を含めた災害防止対策
 - ア 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - イ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - ウ その他、個人事業者等が上記 10(1)～10(3)⑦に掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/#>



● 職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらで検索！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

● 労働基準監督署等への届出は
電子申請が便利です！

帳票入力支援サービス

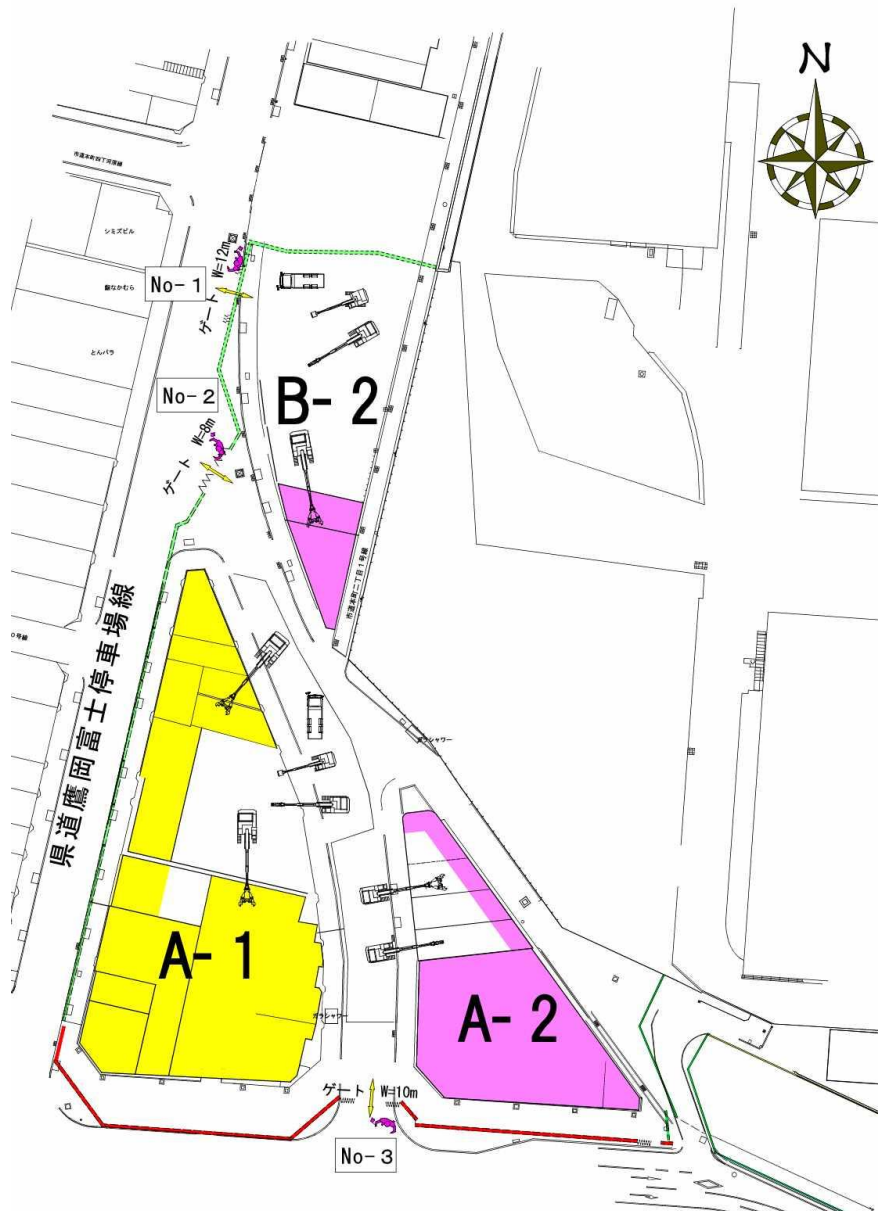
検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

【工事概要】

1. 工事名 富士駅北口第一地区第一種市街地再開発事業
令和7年度既存建築物解体第1期・2期工事
2. 工事場所 富士市富士本町の一部
3. 発注者 富士駅北口第一地区市街地再開発組合理事長 大石眞行
4. 施工者 静鉄建設株式会社
5. 工期 令和7年4月11日～令和8年11月30日
6. 敷地面積 9,413.87平方メートル
7. 解体面積 17,584.16平方メートル
8. 進捗率 55%（令和8年6月11日現在）



取材申込書

7月1日(水)の富士労働基準監督署長による安全パトロールの取材を希望される場合は、6月26日(金)までに、事前の申し込みをお願いします。

(記入済みの本申込書を下記アドレスまで電子メールにより送付いただくか、記入済みの本申込書を撮影し、電子メールにより送付してください。)

※送付いただいた電子メールについて、富士労働基準監督署で確認後、返信メールを送付させていただきます。



fuji-kantokusho@mhlw.go.jp

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。

「×」を「@」に置き換えてください。

貴社名	
取材人数	_____人(カメラ台数:ムービー__台、スチール__台) 三脚の使用(有・無) ※原則1報道機関3名とさせていただきます。
代表担当者氏名	
ご連絡先	電話番号
車両 (お車でお越しの場合)	車種 ナンバー 車体の色

取材にあたってのお願い

- ・ 添付資料の注意事項等をお読みの上、お申し込みください。
- ・ 会場規模の都合により、人数を制限させて頂く場合がございます。予めご承知おきください。
- ・ 撮影については、決められた場所及び角度からの撮影になります。なお、ドローンによる撮影は禁止になります。

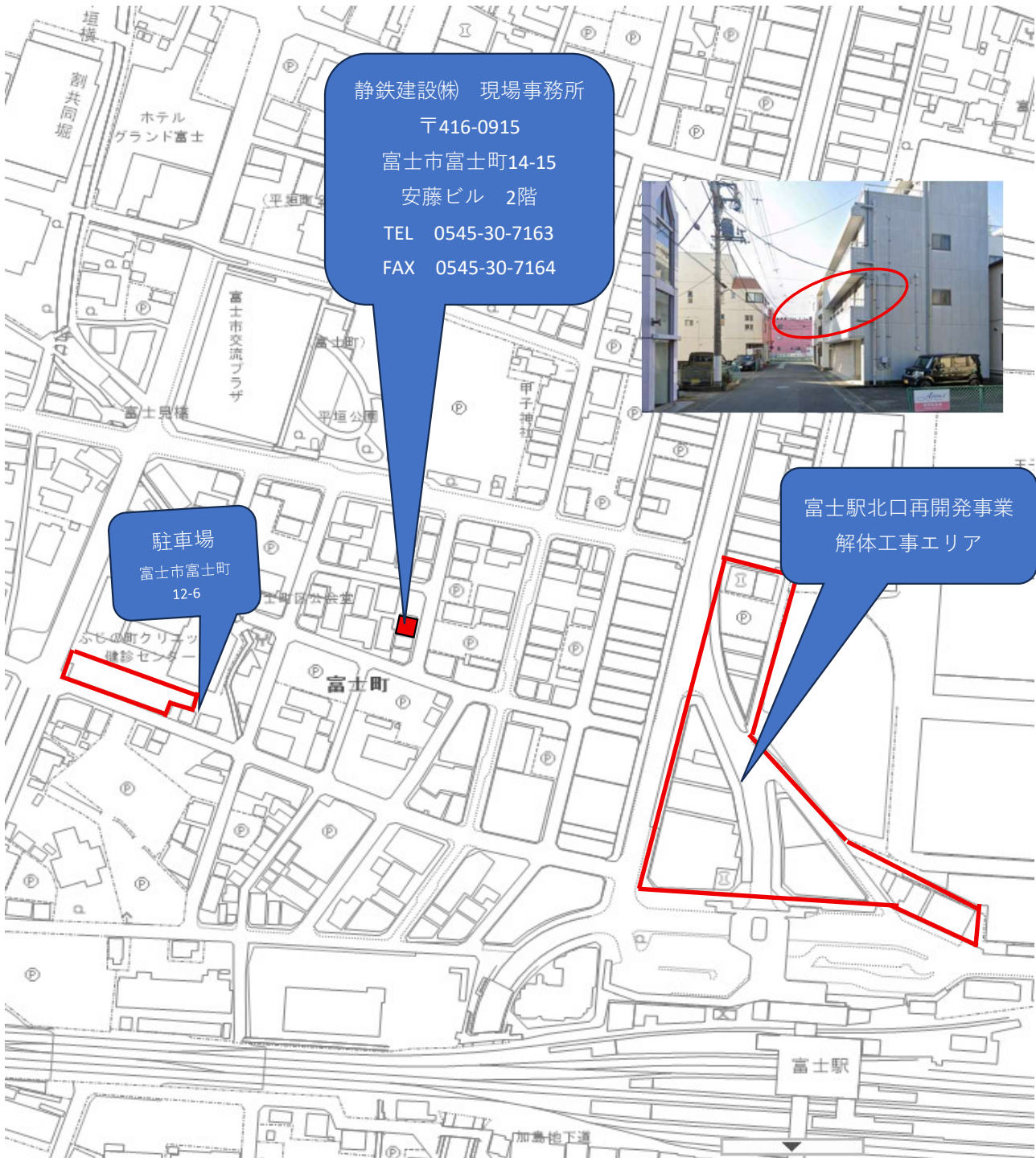
【連絡先】

富士労働基準監督署 安全衛生課

担当 須村、池田 電話 0545-51-2255

(仮称)富士駅北口第一地区第一種市街地再開発事業 解体工事

現場案内図



静鉄建設株式会社